

日本ハンドサッカー協会 規約

制定 平成 21 年 4 月 1 日

改定 平成 26 年 10 月 24 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協会は、日本ハンドサッカー協会（以下、当協会）と称する。英名を、Japan Hand Soccer Association（略称 JHSA）と称する。

(事務局)

第 2 条 当協会の事務局は、理事会の同意を得て会長が定める。

(目的)

第 3 条 当協会は、様々な状況の障がいのある人が、ハンドサッカー競技を通じて個々の活躍の場を広げ、能力を伸ばし、かつ相互に尊重し合う精神を大切にすることを理念とした上で、その競技力向上も含めた普及及びその魅力を高めるための振興を図り、これらの活動を通じて障がいのある人の自立（律）及び社会参加並びに社会における障がいの理解の促進に寄与することを目的とする。さらに、その理念を世界に発信することも重要な目的とする。

(事業)

第 4 条 当協会は、第 3 条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) ハンドサッカー競技の大会等開催に関する事
- (2) ハンドサッカー競技の普及・振興、指導及び審判のための研修会・講習会並びにその調査研究に関する事
- (3) ハンドサッカー競技の用具及び施設整備の検定及び公認に関する事
- (4) ハンドサッカー競技の競技力の向上や用具開発等の科学的支援に関する事
- (5) ハンドサッカー競技に関する助成金の申請、協賛金の募集に関する事
- (6) その他、当協会の目的を達成するために必要な事業に関する事

第 2 章 会員

(会員及び義務)

第 5 条 当協会は、次の会員を置き、当協会が別途定める登録規定に基づく申請及び当協会役員会の承認を経て会員となることができる。

- (1) 本会員：当協会の目的に賛同する選手、審判員、指導者及び第 13 条に定める役員
 - (2) 賛助会員：当協会の目的に賛同する個人、家族及び団体
2. 当会員は、当協会の規約に従わなければならない。
3. 当会員は、別途定める登録規定による登録更新手続き及び登録料の支払を、毎年行わなければならない。

(会員の権利)

第 6 条 本会員は、当協会主催（共催）の各種行事に参加することができる。

(会員資格の喪失)

第 7 条 会員が次の（1）に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき

- (2) 正当な理由なく登録更新手続きを行わなかったとき
- (3) 度重なる警告を受けたとき
- (4) 除名されたとき

(警告)

- 第8条 当協会の規約に反し、当協会の名誉を棄損した者又はチームに対し、理事会の決議により警告を出すことができる。
2. 当協会は、前項の警告を受けた者又はチームに対し、理事会の決議により一定期間の会員資格の停止等の処分を科すことができる。

(退会)

- 第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、原則1ヵ月以前に当協会に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

- 第10条 当協会の規約に反し、当協会の名誉を著しく棄損した者又はチーム、あるいは度重なる警告を受けた者又はチームは、理事会の決議により除名することができる。

(登録料等の不返還)

- 第11条 当協会は、すでに納入された登録料その他の拠出金品は返還しない。

第3章 組織

- 第12条 当協会には、第4条の事業の業務分掌のため、次の専門部を置く。
- (1) 総務部
 - (2) 競技・審判部
 - (3) 広報部
2. 専門部の業務については、分掌規定により別に定める（専門部分掌規定）。

第4章 役員

(役員の配置)

- 第13条 当協会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|---------|
| 会長 | ： 1名 |
| 副会長 | ： 3名以内 |
| 理事 | ： 20名以内 |
2. 当協会に次の役員を置くことができる。
- | | |
|----|-------|
| 監事 | ： 若干名 |
| 顧問 | ： 若干名 |

(会長及び副会長)

- 第14条 会長は当協会を統括する。
2. 副会長は本会員から選出され、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行すると共に、各専門部の業務を代表して遂行する。
3. 副会長が会長の職務を代行する場合には、総務部担当者が優先される。

(理事)

第15条 理事は本会員から選出され、いずれかの専門部に所属してその責務を果たす。

2. 理事の中に次の役割を置く。

事務局長：1名

会計：若干名

第16条 事務局長及び会計は、会計に関わる業務と登録者の管理を行う。

(監事)

第17条 監事は、当協会の事業及び財務会計を監査する。

2. 監事は、当協会のその他の役員を原則兼ねることができない。

3. 監事が複数人の場合、その内のひとり以上が積極的な運営を行うための指導・助言等も行うことができる。

(顧問)

第18条 顧問は、当協会の事業及び財務会計に関わる助言を行うことができる。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。

2. 増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その任務を行う。

(役員の解任)

第20条 役員は、次の一に該当するときは、理事会出席者数の過半数以上の議決により解任することができる。

(1) 本人から口頭もしくは書面により、辞意が示されたとき

(2) 心身の不調等のため職務の執行にたえないと認められるとき

(3) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 会議

第21条 当協会の会議は、役員会、理事会、専門部会、その他会長が必要と認めたものとする。

(役員会)

第22条 役員会を当協会の最高決議機関とする。

2. 役員会は、次の役員により構成され、会長が指名する。

会長

副会長

理事

監事

3. 招集及び議長は会長が行う。

4. 役員会は次の審議を行い、理事会にて報告を行う。

(1) 当協会運営に伴う収支予算及び決算に関するこ

(2) 国内外の渉外対応に関するこ

(3) 登録規定、謝礼金及び旅費、並びに専門部分掌規定に関するこ

(4) 緊急性を要すると会長が判断した第23条3項の理事会審議内容に関するこ

(理事会)

第23条 理事会は、第13条の役員をもって構成する。

2. 理事会の議長は、会長が行う。なお、会長が出席できない場合は出席者の互選による副会長が議長を行う。
3. 理事会は次の審議を行う。
 - (1) 当協会の事業計画・事業報告に関すること
 - (2) 役員会及び理事から提出された議案に関すること
 - (3) 役員の選任、解任の承認に関すること
 - (4) 本規約の改廃に関すること
 - (5) 本会員の警告、除名に関すること
 - (6) その他、会長の判断で理事会により審議が必要とされること

(専門部会)

第24条 専門部会は、第12条の専門部毎にその企画及び運営等に関わる審議を行う。

2. 招集と議長は、担当する副会長が行う。議長について副会長が出席できない場合は、各専門部（副）の理事が行う。
3. 専門部会には、担当理事以外に担当副会長が指定した者が出席し、審議に加わることができる。
4. 専門部会は、役員会又は理事会の諮問に対し審議を行い、役員会又は理事会に答申する。

(議決)

第25条 全ての会議の議事は、議長も含めた全ての出席者の過半数をもって決議する。議決に対する賛否が同数であった場合は、議長の決定によるものとする。

(決議の省略)

第26条 各会議で決議の必要がある事項を提案した場合において、その提案につき議決に加わる事ができる担当者の書面または電磁的方法により、議長も含めて2／3以上の同意の意思表示がされたときは、第25条と同等の可決がされたものとする。

2. 議決に加わる事ができる担当者への依頼から、原則10日を過ぎてもその意思が示されない場合は、その者の審議は議長に一任されたものとする。
3. 1項及び2項に寄る審議結果は、その詳細を会長、副会長及び監事に7日以内に示さなければならない。
4. 1項及び2項に寄る審議がされた場合であっても、会長、副会長又は監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第27条 各会議において、理事会に報告すべき事項を書面または電磁的方法により通知した場合は、その事項を当該の会議に報告することを要しない。

(議事録)

第28条 各会議の議事録は、議長が指名した者が作成し、議長及び監事がこれに記名または電子署名のうえ、理事会への報告を行い事務局がこれを保存する。なお、議事録は要旨によるものも可能とする。

第6章 財産及び会計

(財産)

第29条 当協会の財産は次のものとする。

- (1) 個人及びチームの登録料
- (2) 補助金、助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2. 財産は事務局が管理する。

第30条 当協会の個人及びチームの登録料は、役員会にて決定する。

第31条 当協会の予算及び決算は役員会で決定する。

(経費)

第32条 当協会の事業遂行に要する経費は、財産をもって支弁する。

- 2. 当協会の経理は、次の一般会計と特別会計に区分して行う。
 - (1) 一般会計は、当協会の会務運営のための会計とする。
 - (2) 特別会計は、特別な事業のための会計とする。
- 3. 補助金、助成金による事業については、助成先の規定を優先し会計を行う。

(収支予算)

第33条 当協会の収支予算は、事務局長及び総務部（会計）担当者が編成し、役員会の承認を得た後、理事会に報告するものとする。

(収支決算)

第34条 当協会の決算は、会計年度終了後事務局長及び総務部（会計）担当者が作成し、監事による会計監査をおこない、事業報告等と共に役員会に報告しなければならない。決算に差額が生じたときは、役員会の承認を得て、翌年度に繰り越すものとする。
2. 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(謝礼金及び旅費)

第35条 謝礼金及び旅費に関する規定は別途定める。

(事業年度)

第36条 当協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雜則

第37条 本規約の施行に関わる細部は、役員会の議決を経て定めることができる。

第8章 附則

(附則)

本規約は、平成21年5月1日より効力を生じる。

平成26年10月24日全面改定。平成26年10月30日より適用する。